

「東京区西部ネット」住民参加規約兼個人情報取扱い規約

東京区西部ライフケア情報一元化推進協議会は、住民の皆さまにより安心・安全に健康・医療・介護サービスをお届けすることを目指す「東京区西部ネット」を運営します。「東京区西部ネット」の運用のためには、参加される皆さまから健康・医療・介護に関する個人情報をご提供いただくことが必要です。住民の皆さまと確かな信頼関係を築き上げ、安心して「東京区西部ネット」に参加していただくために、次の通り参加にあたってご理解いただく必要のある項目をお示しすると共に、下記の項目を順守することをお約束します。

第1章 総則

（目的）

第1条 本規約は、東京区西部ライフケア情報一元化推進協議会（以下、当協議会）が設置する地域医療介護連携ネットワークシステム「東京区西部ネット」（以下「当ネット」という）の利用について必要な事項を定めるものです。

（用語の定義）

第2条 本規程における用語の定義を、以下に定めます。

用語	説明
当協議会	東京区西部の病院・医科診療所・歯科診療所・保険薬局・介護事業所等で構成される団体である「東京区西部ライフケア情報一元化推進協議会」を指します。
「当ネット」	当協議会が構築・管理・運営する、参加住民の健康・医療・介護に関する情報を共有する地域医療介護連携ネットワークをいいます。これにより住民の皆さまに、より安心な健康・医療・介護サービスをお届けします。
住民	居住・就労する等によって東京区西部において主に活動する住民をいいます。参加登録時点で医療・介護サービスの利用の有無は問いません。
施設	健康・医療・介護サービスを提供する病院・医科診療所・歯科診療所・保険薬局・介護事業所等をいいます。
参加	住民・施設が、「当ネット」への参加に同意し、参加を申込み、申込を受理された状態をいいます。
利用者	「当ネット」に参加し、「当ネット」のサービスを利用する住民をいいます。
参加施設	「当ネット」に参加し、「当ネット」のサービスを利用する施設をいいます。
事務局	「当ネット」の管理・運営を担う、当協議会内に設けられた機関をいいます。
参加受付窓口	当協議会事務局、または「当ネット」参加施設等、「当ネット」への「参加申込書」等の提出を受付けている窓口をいいます。
個人情報	個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する、「個人情報」をいいます。

（当ネットへの参加）

第3条 住民が「当ネット」のサービスを利用するためには、本規約に基づき、参加の手続きを行っていただくことが必要です。当協議会では、「当ネット」に参加した住民の方に、「当ネット」によるサービスを提供します。

第2章 参加

（参加申込）

第4条 「当ネット」に参加するには、本規約の内容をご承諾いただき、当協議会所定の「参加申込書」に必要事項を記入し、参加受付窓口、または協議会事務局までご郵送してください。2 当協議会が、「参加申込書」を受理したことをもって、申込者は本規約の内容を承諾の上、参加に同意したものととして取扱います。

（参加申込の有効性）

第5条 「参加申込書」は、当協議会所定の「参加申込書」に本人が署名したもののみを有効とし、それ以外の用紙や本人の署名がないものは認めません。ただし、以下に定める事由の(1)、(2)若しくは(3)の場合には、代理人による署名を認めます。

- 本人が未成年の場合、親権者、保護者、未成年後見人等の一般的に署名の代理に妥当性があると認められる代理人による署名が必須となります。
- 以下の場合、家族（内縁含む）、保護者、後見人・保佐人等、一般的に署名の代理に妥当性があると認められるものを代理人として認めます。ただし、当機構の判断によって代理人と認められないことがあります。
 - 本人が被後見人、被保佐人である場合
 - 本人が精神的、身体的理由により、自署が困難な場合
 - その他本人の意思確認が一時的もしくは恒久的に困難である場合
- 本人が精神的、身体的理由により自署が困難で、かつ本人が、(2)の場合で、一般的に署名の代理に妥当性があると認められる代理人による署名も困難であり、適切な健康・医療・介護サービスの提供上やむを得ない場合、本人が利用する施設の管理者、職員及び事務局職員を代理人として認めます。この場合、「参加申込書」への代理人の署名捺印が必要で

（参加申込内容変更）

第6条 利用者は、登録の内容に変更が生じた場合は、当協議会の用意する「参加申込内容変更届」に必要事項を記入し、参加受付窓口、または協議会事務局までご郵送ください。

（当ネットからの脱退）

第7条 利用者は、「当ネット」から、いつでも脱退することができます。脱退したい場合は、当協議会所定の「脱退届」に必要事項を記入し、参加受付窓口、または協議会事務局までご郵送ください。

2 当協議会における脱退の事務手続きが完了した時点で、当該利用者の情報は「当ネット」から削除されます。

3 脱退されても、当ネットが利用できないことを除き、脱退したことを理由に健康・医療・介護サービス上の不利益を被ることは一切ありません。

4 当協議会は、利用者が次のいずれかに該当した場合は、利用者を脱退させることができるものとします。

- 利用者が当協議会や参加施設で定める諸規程又は本規約に重大な違反をしたとき。
- その他当協議会が参加の取消しが合理的に妥当であると認めたとき。

（参加の期間）

第8条 当協議会において、「参加申込書」が受理されてから、「脱退届」が受理されない限り継続されます。

第3章 個人情報の取扱い

（個人情報の利用目的）

第9条 当協議会は、ご提供いただいた個人情報を参加施設間で共有し、住民の皆さまにより安心・安全な健康・医療・介護サービスをお届けすることを目的に取得した個人情報を利用します。当協議会および、参加施設は、上記以外の目的には個人情報を利用いたしません。

（取得する個人情報）

第10条 当協議会は、以下に定める個人情報を取得します。

- 利用者から提出された書類に記載された情報
- 病名・服薬・検査結果・保険情報・状態情報等、参加施設のシステムから連携された健康・医療・介護に関する情報
- 病名・服薬・検査結果・保険情報・状態情報等、参加施設の職員が登録した健康・医療・介護に関する情報
- その他参加施設が適正に取得した健康・医療・介護に関する情報

（個人情報の開示範囲および利用者の限定）

第11条 取得した個人情報は、「当ネット」のサービス開始時点および将来、「当ネット」に参加する施設に開示されます。当該施設は、本規約に定める秘密情報保持義務と同様の義務を負います。

2 個人情報は、当協議会の職員・参加施設の職員・運用保守サービス提供事業者のみが利用目的の範囲で利用します。

3 当機構は、第2項の職員、事業者に対し、本規約に定める秘密保持義務と同等の義務を課します。

4 「当ネット」は将来、他地域における同種の「地域医療介護ネットワーク」と連携することがあります。この場合、利用者に個別通知はいたしません、WEB上で事前通知いたしますので、連携後に「当ネット」から脱退を希望される場合は、「脱退届」を参加受付窓口または、医師会事務局まで提出してください。「脱退届」がない場合は、前記の他地域の「地域医療介護ネットワーク」との連携をご承諾いただいたものといたします。

（個人情報取扱いの委託）

第12条 「当ネット」の運営上、当協議会が必要と判断した場合、運用保守サービス提供事業者に個人情報の取扱いの一部を委託します。

2 個人情報の取扱いの一部を委託する場合、当協議会は当該情報の安全管理が図られるよう、委託先を厳正に調査・選定し、必要かつ適切な監督を行います。また、運用・保守サービス提供事業者は運用・保守サービス提供の目的の範囲でのみ、個人情報を利用します。

（個人情報の保護）

第13条 当協議会および参加施設の職員は、個人情報保護に関する法令等を順守し、利用者の個人情報を本規定に定める目的以外に利用せず、漏洩せず、その取扱いに十分な注意を払うものとします。

（個人情報の第三者への提供）

第14条 「当ネット」で取り扱う個人情報の第三者への開示は業務の委託先を除いて原則として行いません。ただし、以下に定める事由のいずれかに該当する場合、第三者へ開示できることとします。

- 参加者本人の同意がある場合
- 参加者本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益の保護のために必要がある場合であって、参加者本人の同意を得ることが困難な場合
- 法令に基づく場合
- 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、参加者本人の同意を得ることが困難な場合
- 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することにおいて協力する必要がある場合であって、参加者本人の同意を得ることが当該業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

2 当協議会は、「当ネット」が取扱う健康・医療・介護に関する情報を匿名化し、個人を特定できないように加工した上で、当協議会、第三者、または当協議会と第三者が共同して行う研究・調査等に二次利用する場合があります。

◎第三者として想定される機関例：行政、医療機関、大学、その他研究機関
◎研究・調査例：①疾患に関するリスクや傾向を予測するための手法の開発
②利用者の健康に関する行動変容の解析などの利用

3 参加者本人は、自身の個人情報を、第2項の研究・調査等に二次利用されることを拒否することができます。当該二次利用の拒否を希望される場合は、その旨を参加受付窓口へ申し出、当協議会の用意する「参加申込書」、もしくは「参加申込内容変更届」に必要事項を記入し、参加受付窓口へ提出するか協議会事務局までご郵送してください。

（取得した個人情報の位置づけ）

第15条 「当ネット」で取扱う健康・医療・介護に関する情報は、診断等の基となる正規情報ではありません。正規情報は各施設の保有する情報であり、「当ネット」で取扱う情報は「施設から複製として提供された参考情報」と位置付けます。そのため、当協議会や参加施設、運用・保守サービス提供事業者はその完全性、正確性、適用性、有用性等のいかなる面においても保証しません。

（自己情報の開示請求）

第16条 利用者は、「当ネット」で取扱うご自身の個人情報の開示、訂正および利用停止などを求めることができます。開示等の請求を希望される場合、問合せ窓口へ問合せの上、窓口の指示に従って手続きをお願いいたします。

2 利用者から開示等の請求があった場合、請求される方がご本人であるための書類の提示や提出をお願いする場合があります。

3 参加施設から「当ネット」へ提供される診断・処方・検査結果等の健康・医療・介護に関する個人情報に関して、当協議会は、これらを開示する権限を有しません。これらの開示等については、診断・処方・検査等を行った参加施設へご相談ください。

第4章 雑則

（免責事項）

第17条 当協議会・参加施設・運用保守サービス提供事業者は、利用者が「当ネット」を利用したこと、または利用できなかったことにより発生した損害及び第三者に与えた損害について一切の責任を負いません。

2 当協議会・参加施設・運用保守サービス提供事業者は、「当ネット」の停止・中止等により発生した利用者の損害について一切の責任を負いません。

（管轄裁判所）

第18条 「当ネット」の利用に関して利用者とは協議会の間に生ずるすべての紛争については、当協議会の所在地を管轄する地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

（当ネットの譲渡）

第19条 平成30年4月1日以降、当ネットは当協議会から法人へ譲渡されるものとします。

（KHC Net参加同意者の当ネット参加同意について）

第20条 河北医療財団の運営するKHC Netに参加している場合、当ネットに対する「参加不同意届」を参加受付窓口、または協議会事務局へ提出のない限り、当ネットへの参加に同意したものとみなします。

（本規約の変更）

第21条 当協議会は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、本規約を変更することができますものとします。

2 当協議会は、規約変更後に変更内容をHP等で公開します。利用者が、利用を継続される限り、変更後の規約に同意されたものとみなします。

（問い合わせ窓口及び苦情解決の申し出先）

第22条 問い合わせ及び苦情は、以下で受け付けます。
東京区西部ライフケア情報一元化推進協議会 事務局代行（株）ヘルスケアリレーションズ
〒182-0025 東京都調布市多摩川3-35-4
Email: tok-wf-lifecareinfo@hcr.co.jp FAX: 042-485-7130

附則

1 本規約は、平成29年9月1日から適用します。